

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 気候変動適応法の一部改正

一 目的

この法律の目的に、熱中症対策の推進を追加するものとする。

(第一条関係)

二 定義

この法律において「熱中症対策」とは、気候変動適応のうち、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業者若しくは国民が行う取組をいうものとする。

(第二条第三項関係)

三 気候変動適応計画の策定

気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）に定める事項として、熱中症対策
実行計画に関する基本的事項を追加するものとする。

(第七条第二項第十号関係)

四 熱中症対策実行計画

1 熱中症対策実行計画の策定

(一) 政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策の実行に関する計画（以下「熱中症対策実行計画」という。）を定めなければならないものとする。

（第十六条第一項関係）

(二) 熱中症対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（第十六条第二項関係）

- (1) 計画期間
- (2) 熱中症対策の推進に関する目標
- (3) (2)の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項
- (4) 事業者及び国民による熱中症対策に係る取組の内容に関する事項
- (5) 熱中症対策に関して独立行政法人環境再生保全機構が果たすべき役割に関する事項
- (6) その他熱中症対策実行計画の実施に関し必要な事項

2 熱中症対策実行計画の変更

政府は、熱中症による人の健康に係る被害の状況その他の事情を勘案して、熱中症対策実行計画に

ついて検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならないものとする
ること。
(第十七条第一項関係)

五 熱中症警戒情報

環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間及び地域を明らかにして、当該被害の発生を警戒すべき旨の情報（以下「熱中症警戒情報」という。）を公表し、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとすること。
(第十八条関係)

六 熱中症特別警戒情報

1 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間、地域その他環境省令で定める事項を明らかにして、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報（以下「熱中症特別警戒情報」という。）を公表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を

求めて、これを一般に周知させなければならないものとする。

(第十九条第一項関係)

2 都道府県知事は、1の通知を受けたときは、関係市町村長(特別区の区長を含む。)にその旨を通知しなければならないものとする。

(第十九条第二項関係)

3 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、2の通知を受けたときは、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならないものとする。

(第十九条第三項関係)

七 調査及び協力

1 環境大臣は、気象に関する情報、熱中症による人の健康に係る被害に関する情報その他の情報を活用しつつ、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するための調査を行うものとする。

(第二十条第一項関係)

2 気象庁長官は、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報の的確かつ迅速な発表に資するよう、環境大臣に対し、気象に関する情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

(第二十条第二項関係)

八 指定暑熱避難施設

1 市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であつて基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができるものとすると。

(第二十一条第一項関係)

2 市町村長は、当該市町村以外の者が管理する施設を1の指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならないものとする。 (第二十一条第二項関係)

3 市町村長は、当該市町村以外の者が管理する施設を1の指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

こと。

(第二十一条第三項関係)

(一) 協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「協定指定暑熱避難施設」という。）

(二) 協定指定暑熱避難施設を開放することができる日及び時間帯（以下「開放可能日等」という。）

(三) 協定指定暑熱避難施設の開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

4 市町村長は、当該市町村が管理する施設を1の指定暑熱避難施設として指定したとき、及び3の協

定を締結したときは、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならないものとする事。

(第二十一条第四項関係)

5 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該熱中症特別警戒情報に係る期間のうち公表された開放可能日等において、当該指定暑熱避難施設を開放しなければならないものとする事。

(第二十一条第五項関係)

九 熱中症対策普及団体

1 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人等であつて、2の事業に関し基準に適合すると認められるものを、その申請により、熱中症対策普及団体(以下「普及団体」という。)として指定することができるものとする事。

(第二十三条第一項関係)

2 普及団体は、次に掲げる事業を行うものとする事。

(第二十三条第三項関係)

(一) 熱中症対策について、当該市町村の区域に所在する事業者及び当該市町村の住民に対する啓発活

動及び広報活動を行うこと。

(二) 熱中症対策について、当該市町村の住民からの相談に応じ、及び必要な助言を行うこと。

3 普及団体の職員等は、2の(二)の事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする事。
(第二十三条第七項関係)

十 罰則

九の3に違反した者は、三十万円以下の罰金に処するものとする事。
(第三十条関係)

第二 独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正

一 独立行政法人環境再生保全機構の目的

目的規定に、熱中症対策に関する情報の整理等を追加するものとする事。
(第三条関係)

二 業務の範囲

独立行政法人環境再生保全機構の業務として、次に掲げる事項を追加するものとする事。

(第十条第一項第十一号及び第十二号関係)

1 第一の七の1の調査に係る情報の整理、分析及び提供を行うこと。

2 地域における第一の二の熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うこと。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の一から四までについては、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 この法律の検討について定めるものとする。

(附則第五条関係)